配付資料2

日EU経済連携協定(EPA)に関するファクトシート

外 務 省 経 済 局 平成29年11月2日

7	В	次]
		\sim 1

I 日EU・EPAの	意義	2 -
Ⅱ 市場アクセス交渉	の結果	3 -
1 物品市場アクセ	ス	3 -
2 物品以外の市場	アクセス	10 -
(2) 自然人の入国	及び一時的な滞在	10 -
(3)投資		10 -
(4)政府調達		11 -
Ⅲ ルール分野の概要		12 -
(1) 総則		12 -
	₹ル−ル	
]滑化	
	そ(SPS)措置	
]障害(TBT)	
	L	
	支払・移転	
	・及び企業結合	
	(地理的表示を含む。)	
	- ト・ガバナンス	
	・可能な開発	
(24) 最終規定		17 -

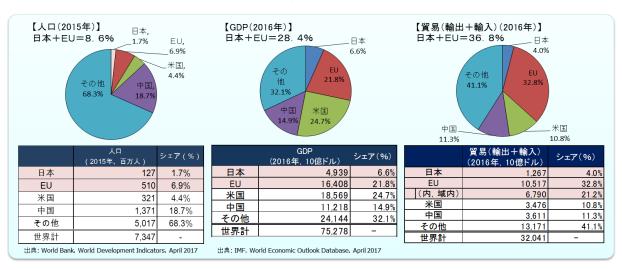
I 日EU・EPAの意義

(1) 戦略的意義

- EUは、我が国にとって、民主主義、法の支配、基本的人権といった基本的価値 を共有する重要なグローバルパートナーである。
- 本協定は、戦略的パートナーシップ協定(SPA)と共に、日EU関係を新たな 戦略的な水準に高めるものである。
- 本協定は、日本とEUとの間で、自由で、公正な、開かれた国際貿易経済システムの強固な基礎を構築するものである。
- 保護主義的な動きがある中で、日EUが、自由貿易の旗手として、その旗を高く 掲げ続けるとの強い政治的意思を示すことができたことは誇るべき成果であり、 世界に対する力強いメッセージとなっている。
- ◆ 本協定は、質の高い協定として、自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済 秩序のモデルとなるものである。

(2) 経済的意義

- EUは、総人口は約5.1億人、世界のGDPの約22%、我が国輸出入総額の約11%を占め、我が国にとっての主要な貿易・投資相手である。EPAにより、 巨大なEU市場の取込みが実現する。
- その結果として、総人口約6.4億人、世界のGDPの約28%、世界貿易の約37%を占める日本とEUによる、世界で最大級の規模の、自由な先進経済圏が新たに誕生することになる。
- EPAは、相互の市場開放等による貿易・投資の活発化、雇用創出、企業の競争力強化等を含む日EU双方の経済成長に資するものである。EUとの戦略的関係を強化するのみならず、我が国の成長戦略の重要な柱となる。



Ⅱ 市場アクセス交渉の結果

1 物品市場アクセス

- 交渉の結果, 我が国の関税撤廃率は, 約94%(農林水産品:約82%, 工業品:100%)(品目数ベース)となった。
- これに対し、EU側の関税撤廃率¹は、EU側の公表資料によれば、約99%(品目数ベース)となった。

<日本市場へのアクセス>

(1)農林水産品

(概要)

- 米について関税削減・撤廃等からの「除外」を確保したほか、麦・乳製品の国家 貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度といった基本制度の維持、関税割 当てやセーフガードなどの有効な措置を獲得し、農林水産業の再生産が引き続き 可能となる国境措置を確保した。
- 乳製品のうち、ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含め一括して関税割当てに留め、枠数量については、意欲ある酪農家の生産拡大の取組に水を差さないよう、国産と輸入を含めた国内消費の動向を考慮して国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた。また、脱脂粉乳・バターについては国家貿易を維持した上で、限定的な民間貿易枠を設定するに留めたほか、TPPでは関税撤廃となったホエイを関税削減に留めた。
- 豚肉は、差額関税制度を維持し、分岐点価格を維持したほか、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保した。
- ◆ 牛肉は、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保した。
- ◆ 林産物は、構造用集成材等の即時関税撤廃を回避し、一定の関税撤廃期間を確保 した。

(米)

・ 関税削減・撤廃等からの「除外」を確保した。

(麦)

- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持した。
- ・ ごく少量の関税割当枠(EU枠)※を設定した(国家貿易・SBS方式)。
 - ※ 総輸入量の約 0.005%

(麦芽)

- 現行の関税割当制度を維持するとともに、枠外税率を維持した。
- EUからの現行輸入実績を下回る関税割当枠(EU枠:無税)※を設定した。
 - ※ 輸入実績の約4分の3

¹ EU側の撤廃率は、交渉で使用した 2012年のHSコードに基づくものであり、2017年の最新のHSコードに基づくものに変換する際、数字が変わる可能性がある。

(砂糖)

- ・現行の糖価調整制度(輸入品と国産品の価格調整を通じて国内生産の安定を図るための制度)を維持した。
- ・粗糖・精製糖については、少量の新商品開発のための試験輸入枠(無税・無調整金) を設定した。

(でん粉)

- 現行の糖価調整制度を維持するとともに、枠外税率を維持した。
- ・近年の輸入実績相当の関税割当枠(EU枠)※を設定した。
 - ※ 糖化・化工でん粉用は調整金を徴収。糖化・化工でん粉用以外のばれいしょでん粉のうち、片栗粉用等について国産ばれいしょでん粉の購入を条件として無税。

(豚肉)

- 差額関税制度を維持した(分岐点価格(524円/kg)を維持)。
- ・長期の関税削減期間 (10年) と輸入急増に対するセーフガード※を確保した。 ※ 従量税削減部分の発動基準数量:5年目:63,000 → 10年目:105,000 →

(牛肉)

・関税削減で16年目に9%とし、輸入急増に対するセーフガード※を確保した。 ※ 発動基準数量:初年度:43.500 → 16年目:53.195 →

(乳製品)

- 脱脂粉乳・バター等
- ・国家貿易を維持した上で、民間貿易によるEU枠を設定した。数量※は、最近の追加輸入量の範囲内とした。
 - ※ 初年度 12, 857 / → 6年目 15, 000 / (生乳換算)

● ホエイ

- ・脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性の高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、関税削減に留め(TPPでは関税撤廃)、11年目以降もTPPにおける初年度の関税水準の3割を維持した。
- ・輸入急増に対するセーフガード※を確保した。
 - ※ 発動基準数量:21年目:8,011 / (脱脂粉乳の国内生産量の6%の水準)

● チーズ

- ・ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含めた、 横断的な関税割当て(枠内税率は段階的に引き下げ、16年目に無税)とし、枠数 量※は、国内消費の動向を考慮し、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた。
 - ※ 初年度 20,000 → 16 年目 31,000 → 17 年目以降の枠数量は国内消費の動向を考慮して設定。

TPPでの合意内容

EUとの合意内容

- シュレッドチーズ、おろし・粉チーズ:関税撤廃
- ・ 熟成ソフトチーズ (カマンベール等): 関税維持
- ・ 一部のフレッシュチーズ (モッツァレラ等): 関税維持

ブルーチーズ:関税削減

プロセスチーズ:関税割当て

横断的な関税割当

- ・主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ(チェダー、ゴーダ等)やクリーム チーズ(乳脂肪 4 5 %未満)等については、TPPと同様、関税撤廃するものの、 長期の撤廃期間を確保した(16年目に撤廃)。
- ・プロセスチーズ原料用チーズの国産抱合せ無税の関税割当制度は維持した。 (パスタ、チョコレート菓子等の加工品)
- ・パスタ(マカロニ、スパゲッティ)、チョコレート菓子等の加工品については関税 撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保した(パスタ、チョコレート菓子、キャン ディーは11年目、ビスケットは6~11年目に、それぞれ撤廃)。

(林産物)

- ・構造用集成材、SPF製材等の林産物10品目について、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保した(段階的削減を経て8年目に撤廃)。 (水産物)
- ・海藻類(のり,こんぶ等)は,関税撤廃等からの「除外」を確保した。
- ・あじ、さば等は、長期の撤廃期間を確保した(16年目に撤廃等)。
- ・なお,漁業補助金については、禁止補助金の対象外とした。 (酒類)
- ワイン(ボトルワイン、スパークリングワイン等)については、関税を即時撤廃することとした。
- ・清酒,焼酎等については、関税を11年目に撤廃することとした。(たばこ)
- ・紙巻たばこ(現在は、暫定税率で無税)については、協定税率として無税とすることとした。
- 手巻きたばこ、加熱式たばこについては、関税を6年目に撤廃することとした。
- ・葉巻たばこについては、関税を11年目に撤廃することとした。(塩)
- 精製塩については、関税を11年目に撤廃することとした。

(2)工業製品

- 工業製品(経済産業省所管品目)について、品目数及び輸入額(日本向け約5. 6兆円)で、100%を関税撤廃とすることとした。
- EPA発効時点で、工業製品の無税割合が77.3%から96.2%に直ちに上昇する。

- 化学工業製品,繊維・繊維製品等については、関税を即時撤廃することとした。
- 皮革・履物(現行税率最高30%)については、関税を11年目又は16年目に撤 廃することとした。

くEU市場へのアクセス>

(1)農林水産品

(概要)

〇牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃を獲得(ほとんどが即時撤廃)し、5億人を超えるEU市場に対する我が国農林水産物の輸出 促進に向けた環境を整備することとなった。

品目	現行関税	合意内容
醤油等調味料	7.7% (醤油)	即時撤廃
ほたて貝	8% (冷凍)	関税撤廃(8年目)
緑茶	3.2% (3kg 以下の小口用)	即時撤廃
牛肉	12.8 % + 141.4 ~ 304.1 ユーロ	即時撤廃
	/100kg	
花き	6.5%, 8.3% (植木・盆栽・鉢もの),	即時撤廃
	8.5%,10%(切り花)	
ぶり	15% (冷凍フィレ)	即時撤廃
青果物	12.8% (かんきつ (ゆず等)	即時撤廃
	9.5ューロ/100kg (ながいも)	
林産物	6%~10%(合板等)	即時撤廃
豚肉※	46.7~86.9 ユーロ/100 kg	即時撤廃
鶏肉※	6.4%, 18.7~102.4ユーロ/100 kg	即時撤廃
鶏卵※	16.7~142.3 ユーロ/100kg	即時撤廃
(粉卵等含む)		
乳製品※	118.8ユーロ/100kg 等(脱脂粉乳)	即時撤廃
	189.6ユーロ/100kg 等(バター)	

(注1) コメは、相互に「除外」。

(注2) ※は、現在、輸出解禁に向け協議中の品目。

(酒類)

- 〇日本産酒類の輸出拡大に向け、関税撤廃に加えて、輸入規制の撤廃や日本産酒類の GIの保護を確保した。
- 全ての酒類の関税を即時撤廃することとした。
- ・「日本ワイン」の輸入規制(醸造方法・輸出証明)の撤廃を確保した。 これまで、EU域外からEU域内への輸出は、EUワイン醸造規則に適合したもの しか認められず、適合している旨の公的機関による証明書を義務付けられていた。

- ⇒新たに、EUは「日本ワイン」の醸造方法を容認することとなった(補糖、補酸、 ぶどう品種の承認等)。
- ⇒協定発効後は、「日本ワイン」の自由な流通・販売が可能となる。また、認可を受けた業者による自己証明書の容認により、コスト負担が軽減される。
 - (注) 主要なワイン添加物について、日EUそれぞれが申請手続きを開始する。これにより、国内ワイン業者にとっても、EUで承認されたワイン添加物が使用できるようになることが期待される。
 - (参考)「日本ワイン」とは、国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造した果実酒をいう。国際的な認知の向上等のため、ワインの表示ルールとして策定された「果実酒等の製法品質表示基準」において定義が定められている(平成27年10月)。
- ・単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和を実現する。 これまで、700mlや1、750ml等の決められた容量以外の容器は流通不可となっていた。
- ⇒協定発効後は、焼酎の四合瓶や一升瓶での輸出が可能となる。
- ・GI「日本酒」などの酒類GIの相互保護を図る。
- ⇒模造品等の流通が防止され、ブランド価値向上が期待できる。G I 「日本酒」が保護されることにより、日本酒と他国で製造された清酒がEU域内で差別化されるなど、将来にわたり日本酒のブランド価値保護が実現される。

(たばこ・塩)

・全ての品目の関税を即時撤廃することとなった。

(2)工業製品

(全体)

- 工業製品(経済産業省所管品目)について、品目数及び輸出額 (EU向け約5.8兆円)で、100%の関税撤廃を獲得した。
- EPA発効時点で、工業製品の無税割合が38.5%から81.7%に上昇する。

(乗用車)

● 乗用車(現行税率10%)は、関税を8年目に撤廃する。

(自動車部品)

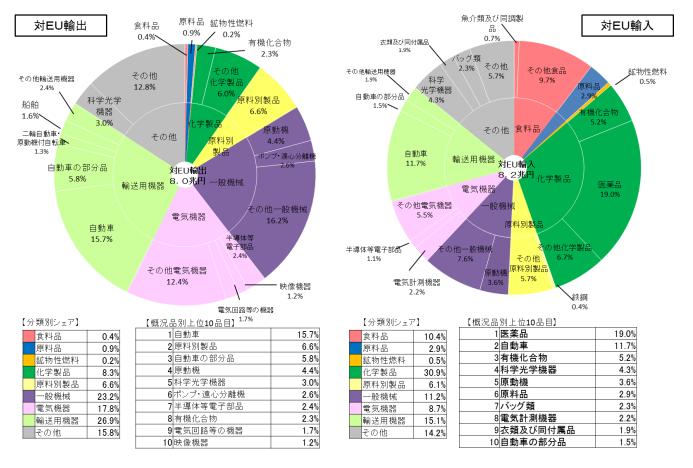
- 自動車部品(ギヤボックスの現行税率3.0%~4.5%, 乗用車タイヤの現行 税率4.5%, エンジン関連部品の現行税率2.7%等)に関し、貿易額ベース で92.1%の即時撤廃で合意した。
- これは、TPPにおける米国の譲許内容及び韓国EU・FTAにおける欧州の譲 許内容を上回る高い水準である。

<自動車部品の即時撤廃率>

-日EU: 品目数: 91.5%, 輸出額: 92.1% -TPP: 品目数: 87.4%, 輸出額: 81.3% 一韓EU: 品目数:92.7%,輸出額:90.2%

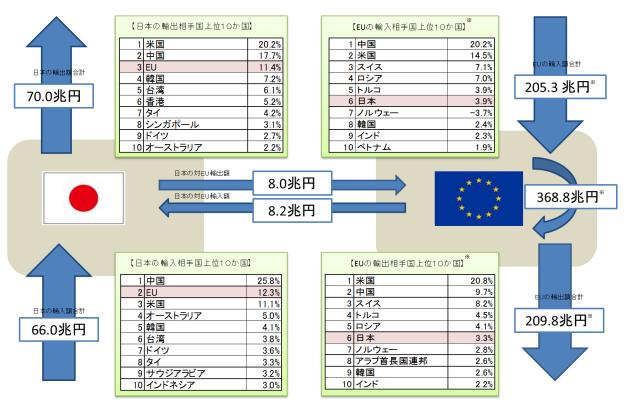
(その他)

- 自動車・自動車部品に次ぐ主力分野である一般機械は、輸出額ベースで86.6%、 化学工業製品は88.4%、電気機器は91.2%の即時撤廃を実現する。
- 14%の高関税が課されていたカラーテレビは、関税を6年目に撤廃する。
- ※ 貿易額は2012年, 1ユーロ=102. 5996円換算。



【貿易】日EU相互関係(2016年)

*1€=120.20円(Eurostat exchange rate 2016)で計算



※についてはEurostatのデータを使用しており、それ以外は財務省のデータを使用。

(出典:財務省貿易統計, Eurostat Database)

2 物品以外の市場アクセス

(1) サービス

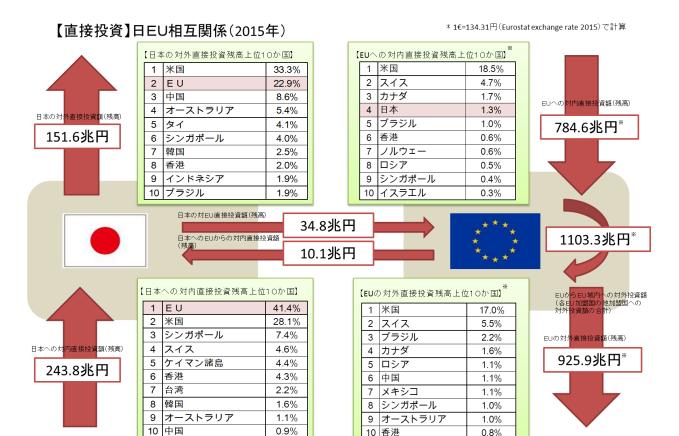
- サービス分野の市場アクセスの改善については、特定の約束を行った分野のみ自由化の対象となる「ポジティブ・リスト」方式の「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」と比較して、原則全てのサービス分野を自由化の対象とし、自由化を留保する措置や分野を列挙する「ネガティブ・リスト」方式を採用した。
- また、サービスの個別分野毎の自由化の内容についても、GATSと比較して、 EU側が自由化を約束した分野が拡大した。
- なお、日本は、既存の国内法令に加え、社会事業サービス(保健、社会保障及び 社会保険等)、初等及び中等教育サービス、並びにエネルギー産業等について包 括的な留保を行っており、必要な政策の裁量を確保した。

(2) 自然人の入国及び一時的な滞在

● 日EU双方が、設立目的の商用訪問者、投資家、企業内転勤者、契約に基づくサービス提供者、独立の自由職業家、短期の商用訪問者、同行する配偶者及び子につき約束した。(下線は、GATSでEUが約束していない区分。)

(3)投資

- 原則全ての分野を自由化の対象とし、自由化を留保する措置や分野を列挙するネガティブ・リスト方式を採用し、透明性の高い自由化約束を確保した。
- なお、日本は、既存の国内法令に加え、社会事業サービス(保健、社会保障及び 社会保険等)、初等及び中等教育サービス、並びにエネルギー産業等について包 括的な留保を行っており、必要な政策の裁量を確保した。



(出典:日本銀行国際収支統計, Eurostat Database)

※についてはEurostatのデータ(最新版は2017年のもの)を使用しており、それ以外は日本銀行のデータを使用。

(4)政府調達

- 日EU共にWTO政府調達協定(GPA)に加盟していることから、GPAでそれぞれが約束している調達機関や物品・サービス等を基本とし、日EU供給者の政府調達市場への参加を促進するため、日EU双方が市場アクセスの改善を実現した。例えば、日本側は、都道府県・指定都市が設立する地方独立行政法人等に対象を拡大、また、中核市の一般競争入札による一定基準額以上の調達(建設サービスを除く)に限り、これまでどおり入札参加者の事業所の所在地を資格要件として定めることを可能としつつ、EU供給者も参加できるようにするなど、WTO等の現行の国際協定とは異なる特別なルールを適用する。EU側は、フランス等の13の国の調達機関を新たに対象として追加する。
- 日EUともに競争力を有する鉄道分野の政府調達についても、市場アクセス拡大のための措置を双方がとることとなり、日本側が安全注釈(運転上の安全に関連する調達をGPAの対象外とすることができる注釈)を撤廃し、EU側は、GPAでは日本企業を除外できるとしている車両を含む鉄道産品の一部の調達市場を日本に開放する。

Ⅲ ルール分野の概要

- ルールについては、以下のような分野が規定されている。
- 前文,総則,物品貿易一般ルール,貿易救済,原産地規則,税関・貿易円滑化, 衛生植物検疫(SPS)措置,貿易の技術的障害(TBT),サービス,投資,電 子商取引,資本移動・支払い・移転,反トラスト,国有企業,補助金,知的財産 (地理的表示を含む),政府調達,コーポレート・ガバナンス,貿易と持続可能な 開発,農業協力,規制協力,中小企業,紛争解決,最終規定等。
- 各分野の概要は以下のとおり。ただし、項目立ては最終的な章立てを予断するものではない。

(1) 総則

● 本協定の目的及び用語の定義等について規定する。

(2) 物品貿易一般ルール

- 物品の貿易に関し、譲許表に従い関税を撤廃又は削減することを規定するとともに、物品の分類、内国民待遇、輸出入の制限、再製造品の取扱い、輸出入許可手続、輸出入に関する手数料及び手続、輸出税、輸出競争等、物品の貿易を行う上での基本的なルールについて規定する。
- そのほか、本分野の効果的な実施のために、特別委員会を設立することについて 規定する。

(3)貿易救済

- 本協定に基づく関税の譲許により、特定の産品の輸入が増加し、国内産業に重大な損害を与え、又はそのおそれがある場合、当該産品に対し、一時的に緊急措置(セーフガード措置)をとることができることを規定するとともに、その発動に当たり必要となる手続的要件(発動期間等の条件及び制限、調査の際の通報、協議等)について規定する。
- そのほか、全世界向けのセーフガード措置、ダンピング防止措置及び相殺関税措置についても規定する。

(4)原產地規則

- 輸入される産品が、本協定に基づく関税の撤廃又は削減(関税上の特恵待遇)の 対象となる原産品として認められるための要件及び特恵待遇を受けるための証明 手続等について規定する。
- なお、本協定においては、原産品の累積と生産行為の累積の双方が利用可能な、いわゆる完全累積制度を採用するほか、輸出時における原産地証明書の取得手続が不要となる自己申告制度を採用している。

(5) 税関・貿易円滑化

- 関税法令等について透明性及び予見可能性のある適用を確保すること、物品の迅速な引取りを認めること、税関手続の要件及び作業の簡素化を図ることのほか、 事前教示、リスク管理、事後調査等について規定する。
- そのほか、貿易円滑化の促進や関税法令違反の防止を図るための税関当局間の協力についても規定する。

(6) 衛生植物検疫(SPS) 措置

- 人,動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な措置を科学的な原則に基づいてとる権利を認めた上で、各締約国が実施する衛生植物検疫措置が貿易に対して不当な障害をもたらすことのないようにすることを確保する規定を設けている。
- 具体的には、WTO・SPS協定の権利と義務の再確認、危険性の評価、輸入条件、及び輸入手続、監査、施設のリスト化、地域的な状況に対応した調整、透明性及び情報交換、技術的協議、措置の同等、緊急措置等について規定する。
- ◆ そのほか、本章の効果的な実施及び運用のために、特別委員会を設立することについて規定する。
- 日本の制度変更が必要となる規定は設けられておらず、日本の食の安全が脅かされることはない。

(7) 貿易の技術的障害 (TBT)

- 強制規格,任意規格及び適合性評価手続が貿易の不必要な障害とならないように するための手続や透明性の確保等を規定する。
- 具体的には、WTO・TBT協定の権利と義務の再確認及び組込み、強制規格、 任意規格及び適合性評価手続等を立案・制定・適用する際の手続の適正化、意見 募集期間の明確化、双方の制度に関する情報交換、強制規格、任意規格及び適合 性評価手続の分野における協力の強化等について規定する。
- そのほか、本分野の効果的な実施のために、特別委員会を設立することについて 規定する。

(8) サービス

- 越境形態によるサービスの提供に関し、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス (数量制限の禁止等)等について規定する。
- なお、原則全てのサービス分野を対象とした上で、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセスの義務が適用されない措置や分野を附属書に列挙する方式(いわゆるネガティブ・リスト方式)を採用し、協定発効後に自由化の程度を拡大した場合にはその後の改正によって自由化の程度を縮小させないことを約束するいわゆるラチェット条項を設けることとしている。
- その他,国内規制(免許及び資格の手続の要件,一般に適用される措置の運用等), 金融サービス(金融規制協力を含む。),電気通信サービス,郵便・クーリエサービ

- ス、国際海上運送サービス等に関する個別のルールを置いている。
- 自然人の入国及び一時的な滞在に関しては、締約国間の商用目的の自然人の入国 及び一時的な滞在の許可、許可の要件、申請手続の迅速化及び透明性の向上、滞 在中の活動等について規定する。なお、申請手続の迅速化には、EU域内での日 本人の転勤に関する手続の簡素化が含まれる。
- また、正当な政策目的等に基づく規制措置を採用することが妨げられないことが確認されている。
- そのほか、本分野の効果的な実施のために、特別委員会を設立することについて 規定する。

(9) 投資

- 投資財産設立段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇,市場アクセス,特定措置の履行要求の禁止,公正衡平待遇,正当な補償等を伴わない収用の禁止等について規定する。
- 我が国は、これまで、いずれのEU加盟国との間においても投資関連協定(投資協定及びEPA投資章)を締結しておらず、EU加盟国との間で投資保護のルールが新たに定められることになる(エネルギー分野の投資保護を定めたエネルギー憲章条約を除く。)。主な規定は、以下のとおり。
 - ① 投資財産の設立段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇
 - ② 市場アクセス(投資における市場参入の際の数量制限,形態制限,外資制限を採用,維持できないことを定めており,これまでの投資関連協定には含まれていなかったもの)
 - ③ 投資家に対する特定の措置の履行要求の禁止(例:ローカルコンテンツ要求,技術移転要求,投資家が締結するライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止(例えば,特定のロイヤリティ率の採用を義務づけることの禁止),特定技術使用要求の禁止等)
- また、投資受入国が正当な政策目的等に基づく規制措置を採用することが妨げられないことが確認されている。

【投資家と国家の紛争解決(ISDS)】

- ISDSに関しては、日EU間で協議を継続。
- ※ 投資の扱いについてはEU側と協議中。

(10) 電子商取引

- 日EU間における電子的な送信に対する関税賦課の禁止、ソース・コード開示要求禁止、電子商取引の利用に係る消費者保護に係る措置を採用・維持することの重要性、電子認証・電子署名や電子的な手段による契約であることのみを理由とした法的有効性の否定の禁止等について規定する。
- そのほか、電子商取引に影響を及ぼす国内規制措置、要求されていない商業上の 電子メッセージ(迷惑メール)に関する措置等について規定する。

(11)資本移動・支払・移転

● 日EU間で行われる資本の移動や資金の支払い等は原則自由に行われること,一 定の特別な状況が生じた場合にこれを例外的に制限できるセーフガード措置等に ついて規定する。

(12) 反トラスト及び企業結合

● 公正で自由な貿易・投資を確保するために、反競争的行為に対して適切な措置を とること及び反競争的行為に対し当局間で互いに協力すること等について規定する。

(13) 国有企業

● 自由な貿易・投資を確保するために、国有企業及び指定独占企業等が、物品又は サービスを購入し、又は販売するに当たり、商業的考慮に従って行動すること、 及び他方の締約者の企業に対して内国民待遇を与えることを確保することのほか、 規制の枠組み、情報交換等について規定する。

(14)補助金

● 自由な貿易・投資を確保するために、一定の条件をみたす補助金について、通報、 協議及び一定の類型の補助金の禁止等を規定する。

(15) 知的財産(地理的表示を含む)

【知的財産一般】

- 本章は、特許、商標、意匠、著作権及び関連する権利、地理的表示、植物の新品種、営業上の秘密及び医薬品等の開示されていない試験データその他のデータ等の知的財産を対象とする。
- 日EU双方とも既に高いレベルの知的財産保護制度を有しているところ,これらの知的財産について、WTO協定の一部である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)よりも高度又は詳細な規律を定める観点から、知的財産に関する制度の運用における透明化、十分かつ効果的な実体的権利保護(医薬品及び農薬の特許に係る保護期間の延長、著作物等の保護期間の延長(著作者の死後70年等),新薬のデータ保護,営業上の秘密の不正使用等に対する保護等)を確保するとともに、知的財産権の行使(民事上の救済に係る権利行使手続及び国境措置に係る権利行使)、協力及び協議メカニズム等について規定し、もって、知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっている。

【地理的表示(GI)】

● 農産品及び酒類GI(日本酒など)の保護のための双方の制度と保護の対象を確認し、TRIPS協定第23条と概ね同等の高いレベルでの相互保護を目指すことを確認。相互保護に必要な手続を取ることを確認。

(16)政府調達

- 本協定が対象とする調達機関が、基準額以上の物品・サービスを調達する際の規律を規定する。
- 具体的には、日EUが共に加入しているWTO政府調達協定(GPA)が規定する、 入札における無差別原則等の原則を再確認するとともに、入札の手続、調達手続 における透明性・公平性を確保するためのメカニズム、適用範囲の修正・訂正の 手続等について規定する。
- そのほか、本章の効率的で円滑な実施を確保するための委員会の設置及び照会所の設置を規定する。

(17) コーポレート・ガバナンス

● 健全なコーポレート・ガバナンス(企業統治)の発展という観点から、日EU双方の既存の制度等を踏まえ、各国の状況に応じた柔軟な対応を確保できる規定とすべきとの方針で、目的、定義、一般原則を定めるとともに、株主の権利、取締役会の役割、株式の公開買付等に係る基本的要素について規定する。

(18) 貿易と持続可能な開発

- 貿易と持続可能な開発に関わる環境や労働分野に関し、労働者の基本的権利(結 社の自由・団体交渉権、強制労働の撤廃、児童労働の廃止、雇用・職業に関する 差別の撤廃)の尊重、貿易又は投資に影響を及ぼす態様による環境・労働関係法 令からの逸脱の禁止、多数国間環境条約といった環境・労働に関連する国際約束 の重要性の確認、環境技術の促進等における日EU間での協力促進について規定 する。
- そのほか、本分野の効果的な実施のための特別委員会の設立のほか、市民社会と の共同対話の開催等について規定する。

(19)農業協力

- 日EU間の更なる経済発展に向け、農林水産品・食品等の輸出入を促進するため の特別委員会の設置等、日EU政府間の枠組みについて規定する。
- また、安全で良質な農林水産品を提供するために高度な生産を行っている日EU間の農林水産分野における協力について規定する。

(20)規制協力

- 本協定の対象となる日EUそれぞれの規制について、規制措置案の事前公表、意見提出の機会の提供、事前・事後の影響評価、規制に関する良い慣行についての情報交換、規制協力活動、計画中又は既存の規制措置に関する情報交換等について規定する。そのほか、日EU間の協力等を推進するために、特別委員会を設立することについて規定する。
- 動物福祉に関し、日EU双方がそれぞれの法令への理解を深めるため、両者の利

益にかなう形で協力することとし、作業計画の作成、情報交換のための技術作業 部会の設置について規定する。

(21)中小企業

● 各締約者は本協定に関連する情報を掲載するための自らのウェブサイトを開設し、 中小企業が日EUそれぞれの市場に参入するために必要な情報を含めること、日 EUそれぞれにおいて中小企業のための連絡部局を設置すること等を規定する。

(22)透明性

● 本協定の対象となる事項に関する法令等を速やかに公表すること,一般的に適用される措置に関する照会,一般的に適用される措置に関する行政手続,行政上の行為の審査及び是正のため司法裁判所,仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を設置又は維持すること等について規定する。

(23)紛争解決

◆ 本協定の解釈又は適用に関する日EU間の紛争を解決する際の協議、仲介、パネル手続等について規定する。

(24) 最終規定

- 本協定の改正、効力発生、正文等について規定する。
- 本協定の実施,運用等に関する問題の検討等を行う合同委員会の設置及びその任務・意思決定の方式,合同委員会の下に置かれる特別委員会等の設置,日EU間の連絡を円滑にするための連絡部局の指定等の組織的事項について規定する。
- (注)現在、日本とEUとの間で、7月6日の日EU・EPAの大枠合意の内容やその後の協議内容を条文に反映する作業を進めている。

(了)